

「Isolation Consolation」

社会認識・理想社会像・問題意識

現代日本は成熟化・グローバル化社会である。

成熟化により価値観が多様化した。そのため、学校教育において受験戦争等の社会問題が表出した。そして、これら諸問題を生み出したとされる、知識偏重な詰め込み型の教育政策の改善を求める社会的圧力が発生した。グローバル化により、新自由主義思想が流入した。その影響を受け、1984 年に中曽根内閣は「個性重視」「教育の自由化」を柱とする教育改革を構想した。90 年代のバブル崩壊後以降、上記の教育改革を踏まえて学習指導要領は改定され、教育に関する選択の自由及び多様性を拡大する「ゆとり教育」が導入された。これは、今までの知識偏重の詰め込み型ではなく、考える力・思考力の養成を重視するという物であった。その一貫として、詰め込み型教育が行われていた公教育の時間が削減された。これにより、必然的に費用のかかる私教育の影響が増大した。これは、脱ゆとりが行われた 2014 年現在においても、一人あたりにかかる学校外教育費用の高騰化といった形で潮流の継続を示している。また、度重なる管理費の増大と、政府の教育支出に対する低さから大学の学費の高騰が進行している。

また、グローバル化による新興国の工業化により、日本企業は国際市場での競争にもさらされることとなった。さらに 90 年代初頭のバブル崩壊により景気が低迷し、企業は弱体化した。このような状況において企業は、一度雇用すると容易に解雇できない正規雇用者の厳選を始めた。97 年には大学機関と企業の間で結ばれていた就職協定は破棄され、大学生の就職活動が早まった。2014 年現在では 4 年次より選考活動を始めることを取り決めた倫理憲章が企業間で結ばれている。

私の理想社会像は「自己実現できる社会」である。

自己実現とは、自分が望む行動をすること・目標を達成することである。自己実現のためには主体的になる必要がある。ここにおける主体的とは、自らの行動・目標に確信を持つ状態を指す。確信を持つためには他者承認が必要である。行動・目標達成の過程において他者からの承認を受けられないことは、確信を喪失させる。

また、目標は流動的で変容し続ける物であるため、常に機会が均等に担保されていなければならない。ここにおける機会均等とは、生まれた環境に関係なく、機会が担保されている状態を指す。機会として挙げられるのは、教育を受ける機会と、就労の機会である。教育を受けることで望む行動・目標達成に必要な能力を習得できる。また、他者承認において就労が重要となる。なぜなら、自らの行動の結果によって増減し、なおかつ給料といった形で認識できるからである。就労では今まで教育を受ける中で養われた能力が求められるため、これまで教育を受けてきた機関、教育で学んできた内実が非常に重要なものとなる。すなわち、就労の際には教育が非常に重要な要素となるのである。

この理想社会像に対する問題意識として上げられるのは「日本の教育体制」である。「日本の教育体制」においては、生まれた環境の違いによって、受けられる教育に差が生じる若者が存在することが問題である。

生まれた環境とは、個人の先天性及び家庭の経済・地域・養育環境のことである。個人の先天性とは、知能・容姿など変容が困難である能力を指す。

先天性の一つである発達障害、養育環境が劣悪な家庭の子どもの中には登校を拒否するいわゆる不登校児が存在する。以上二つの問題から不登校児は義務教育すら受けられず、その後の進学機会すら狭まれてしまう可能性が高い傾向にある。

家庭環境の違いによって、大学の学費を払えない・希望する大学を受験するために必要な私教育が受けられないという問題が生じる。また、生まれた地域によって地理的問題から私教育へのアクセスが困難となる可能性が高い。以上二つの問題によって、大学進学において環境要因によって断念せざるを得ない人々が存在する、

以上の様な不登校・進学を断念する子どもは生まれた環境によって、自己実現を阻害することに繋がる。これら諸問題によって受けられる教育に差が生じることは、他者承認を受ける重要な場である就労において、困難が重く申し掛かる。したがって、上記の様な若者の教育を受ける機会が生まれた環境によって差が生じることは問題である。

目次

1. 現状分析
2. 原因分析
3. 政策

1. 現状分析

問題意識で述べた様に、本レジюмеにおいて扱う教育問題は多岐に渡る。教育課程を鑑みて大きな枠組みとして、二つのカテゴリーに分別したく思う。そこでまず、私の理想社会像・問題意識を鑑みて問題性をそれぞれ挙げたい。

A. 不登校問題

B. 受験問題 (詳しくは 2013 年度後期早稲田大学雄弁会 2 月合宿レジюме参照)

A においては、個人の先天性、家庭の養育環境によって、受けられる教育に差が生じていることが問題であるといえる。ここにおいては小・中・高の不登校が問題事象となる。なぜなら、個人の先天性にデメリットを及ぼす特質(発達障害)がある場合、義務教育段階において脱落し易い傾向にあることが考えられるからである。また、家庭の養育環境の観点では、家庭的問題といった外部的要因に加え、学校環境といった内部的要因による教育からの脱落が生じる。

B においては、家庭の養育環境・経済状況・地理的状況によって、受けたい教育が受けられないことが問題であるといえる。ここにおいては高等教育入学における障壁が問題事象となる。ここにおいては、文化資本によって、学習意欲に差が生じる、経済状況・地理的状況によって入学が困難になることが生じる。

A. 不登校問題

A-1. 不登校とは～不登校は何故起こるのか～

不登校児が自己実現の機会が失なわれている現状を述べる前に、本レジюмеにおける問題事象の一つである「不登校」と呼ばれる事象がどのような性質の物であるのか定義し、その発生メカニズムに関して詳述したい。

文部科学省によると不登校は、「何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)

とされている。その上で基準として、年間 30 日以上欠席を不登校状態としている。以下

の図で説明するが、不登校の問題性は非常に多様である。文部科学省はこれらの問題性を“不登校状態となった直接のきっかけ”により「本人の問題に起因」「家庭生活に起因」「学校生活に起因」に分類している。

以下二つの図はそれぞれ違う識者が不登校を類型化した物である。上の図は外部的観点からの分類、下の図は内部的観点からの分類である。以下の二つの図でいうと、この3つの要因が単一あるいは複合的に作用することで不登校状態に陥ることが分かる。注目すべき点は、下の図において父子関係・母子関係における距離感及び接し方の不適切さが示されている。つまり、ここの図における分析では、家庭要因が不登校の要因であることが示されているといえる。これらの図から分析できることは、不登校とは学校環境による物だけではなく、学校・家庭・本人全てが関係し、生じる問題ということである。

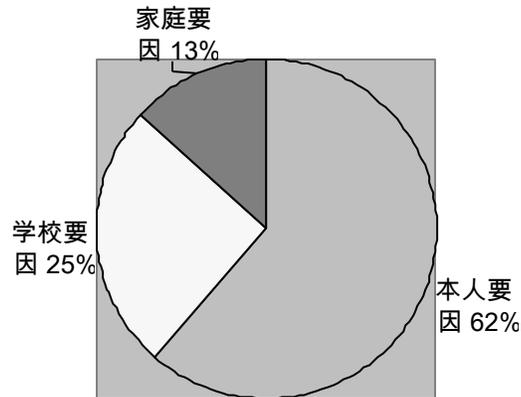
	優等生息切れタイプ	甘え依存型	怠学傾向
父子関係	心理的に不在	心理的に不在	心理的に不在
母子関係	子どもを思い通りにしつけ、子どもも素直に従う	子どもに引きずられ甘やかし、籍周りにして面倒をみる	子どもを放任。特に教育に対して関心がうすい。
成績	上位	中位	下位
休み方	突然断続的に欠席	次第に断続的に	いつでも断続的に
身体症状	朝、頭痛、腹痛	ほとんどなし	全くなし
家こいる時の状態	全く外出しない	日曜・祭日は外出	いつでも気ままに外出
登校刺激に対する反応	強く反応し、落ち込む。約束していても身体的症状が出る	かなり強く反応するが、それほど落ち込みはない	強く与えると登校するが長続きしない

今井五郎 (1997) 『登校拒否のすべて』第一法規

斉藤の分類	状 態
過剰適応型	仲間集団から孤立を避けるために疲弊
受動型	思春期の開始期に脆弱
受動攻撃型	変化や進歩をしないことで大人に反抗
衝動型	異分子を嫌う思春期の仲間から排除された
混同型	上記複合

斉藤万比呂 (2011) 『発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート』学研

不登校が問題として表出するのは、実際問題として不登校状態が断続的であれ継続的であれ、ある程度その状態が一定期間維持された後である。すなわち、継続的な不登校状態が続いていることになれば、完全に学校が回避すべき対象となったために学校に向けて家庭を離れることが不能となったということが考えられる。



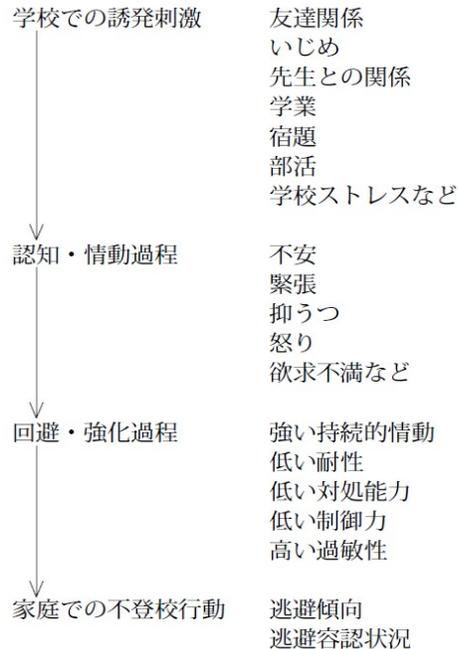
『福岡県立大学看護学研究紀要』（2011）より作成

不登校のきっかけが多かったものについて調査したところ¹、「本人の不安や情緒的混乱によるもの」が38.9%と最も多く、次いで「家庭や保護者が要因であるもの」22.1%「本人の無気力によるもの」12.4%「いじめ」1.4%、「いじめ以外の友達関係によるもの」及び「その他」9.5%、「本人の学力不振によるもの」1.2%、「教員とのトラブルによるもの」及び「意図的な登校拒否によるもの」0.9%、「無回答」1.8%であった。これを先ほど挙げた「家庭要因」「学校要因」「本人要因」の3つのカテゴリーと照応すると、「その他」と「無回答」を除く項目について、「いじめや友達関係によるもの」、「教員とのトラブルによるもの」を「学校要因」、「家庭や保護者が要因であるもの」を「家庭要因」、「本人の不安や情緒的混乱によるもの」、「本人の無気力によるもの」、「本人の学力不振によるもの」、「意図的な登校拒否によるもの」を「本人要因」とし、上の図に分析することができる。

上記の要因別の割合グラフと3ページにおける不登校の分類をまとめると以下の結論ができる。

- ・ 不登校のきっかけにおいては、本人要因である可能性が高く、次に学校要因が続く。
- ・ 不登校の継続理由においては、家庭的要因である可能性が高く、次に本人要因が続く。と考えられる。

1 『福岡県立大学看護学研究紀要』（2011）



上記の図は不登校のメカニズムを現した図である。この図の様に、不登校を起こしてしまうメカニズムを行動科学においては回避-強化モデルとして説明が可能である。子どもたちが不登校行動をとるということは、**学校状況での出来事や対人関係での嫌悪的刺激に直面し、それを認識した子どもが不安などの症状を抱えてしまう。そして、その原因である学校を回避するために不登校行動を促進させていると見ることができるといえる。**

A-2.不登校児の問題性

不登校児は発達障害といった**先天性**・家庭環境や学校環境といった**養育環境**によって、自己実現のための機会である教育から脱落し、その先にある就労からも脱落している。**理想社会像の要件から鑑みるに、不登校児は自己実現することが困難である**と考える。その現状を以下に詳述する。

ここにおいては文部科学省が2014年に発表した2009年に義務教育を修了した不登校経験者の追跡調査を元に、教育の機会の不平等性を分析したい。

まず、教育を受けられていた程度を示す指標として学歴を用いる。同年齢の最終学歴において**中卒率が11.3%**いるという事実に対して、**不登校経験者の中卒率は24.6%**と倍以上の値を示している。さらに、2004～8年において不登校経験者の中卒率の推移と同年齢における不登校経験者率を基準として分析を行った結果、両者共に同様の推移を示していたのである。このことから**不登校経験者の数の増減・不登校経験者の中卒率の増減に相関関係がある**ことが分かった。また、高等教育以上(専門学校・短大・大学・大学院)の最終学歴においては、同年齢では54.5%であるのに対し、34.8%と低い水準である。さらに、**大学・大学院のみに着目すると、38.2%に対して20.5%**と低い水準にあることがわかる。

次に、就労に関しては非正規雇用者・正規雇用者の賃金格差の存在に鑑み、指標として雇用形態を用いる。就労している同年齢の正規雇用率が56.1%なのに対し、不登校経験者は31.5%と低い水準である。

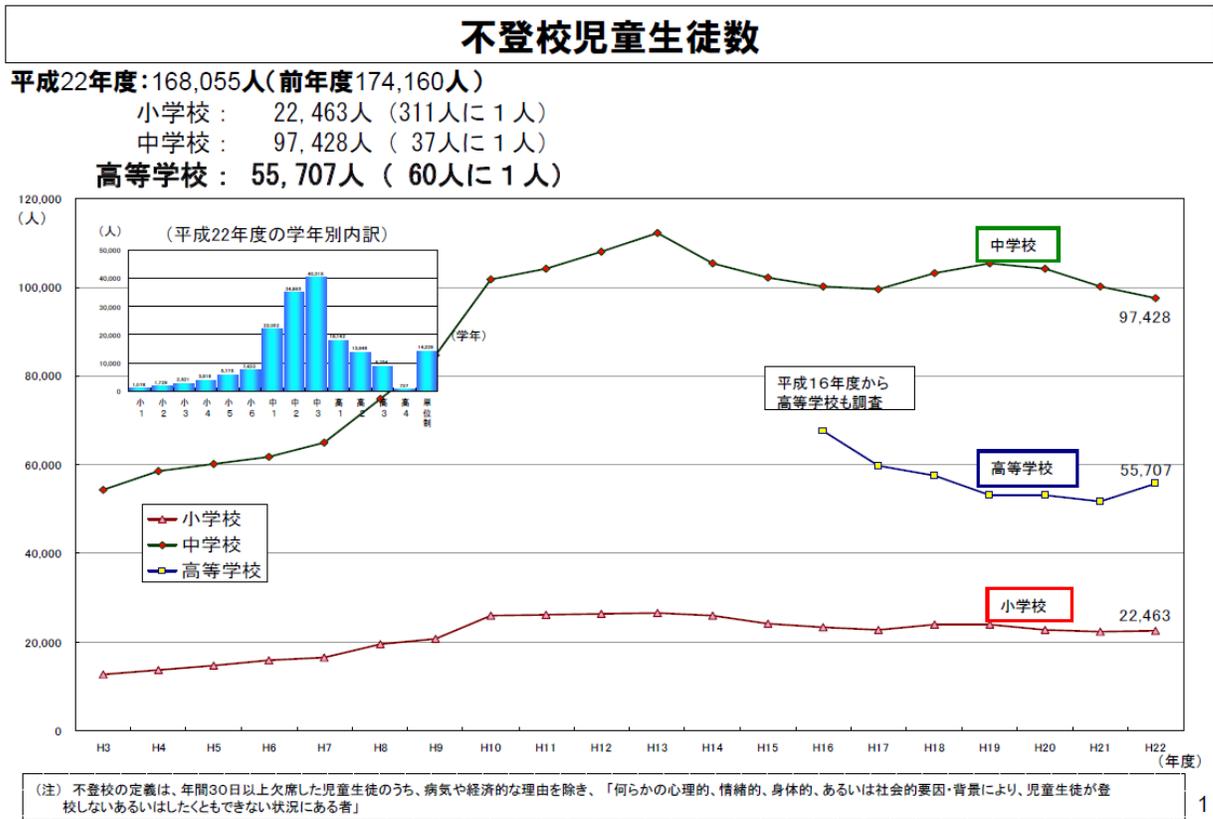
A-3以降の現状分析において詳述するが、不登校を形成する要因は先天性による物・環境による物である。彼らは教育の機会において、圧倒的に不利が生じており、自己実現の機会

が大いに阻害されているといえる。

A-3.不登校児の人数

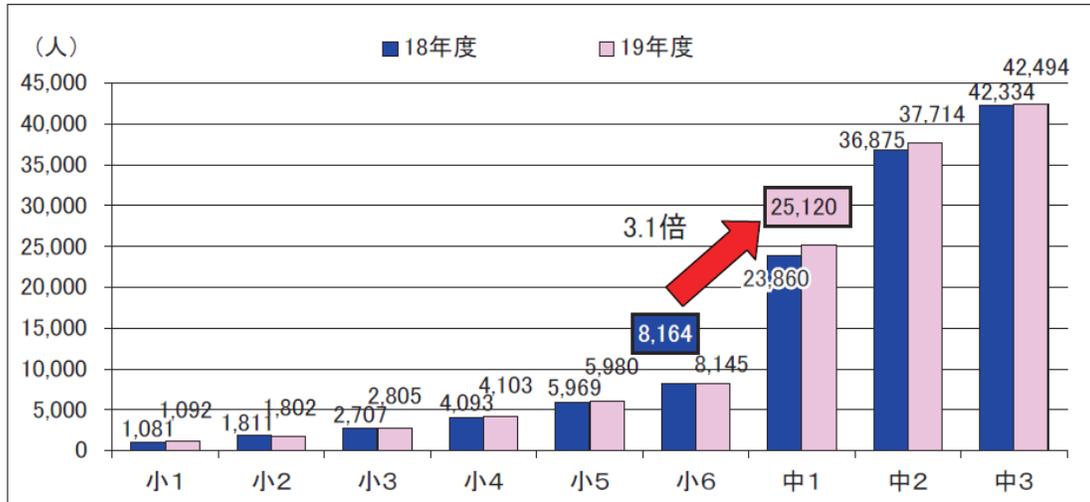
義務教育において、不登校児は年々増加傾向にある。以下の図の通り、不登校児は増加の一途を辿っている。特に顕著なのは中学校だといえる。同等の年齢層が集う中等教育学校（いわゆる中高一貫校）と比較すると、不登校児の確率が非常に高い。中学校においては1クラスに1人は不登校児が存在するという計算になる。また、中等教育学校においても中学校と比較すれば低い数値であるが、不登校率は上昇傾向にあるといえる。

高等学校においては、減少傾向が多少見られるが、平成22年度においては増加しており、改善しているとは一概には言えない。また、小学校以上の不登校割合は依然続いていることから、高等学校においても不登校は依然として解決の糸口が見え難い問題であるといえる。



文部科学省「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

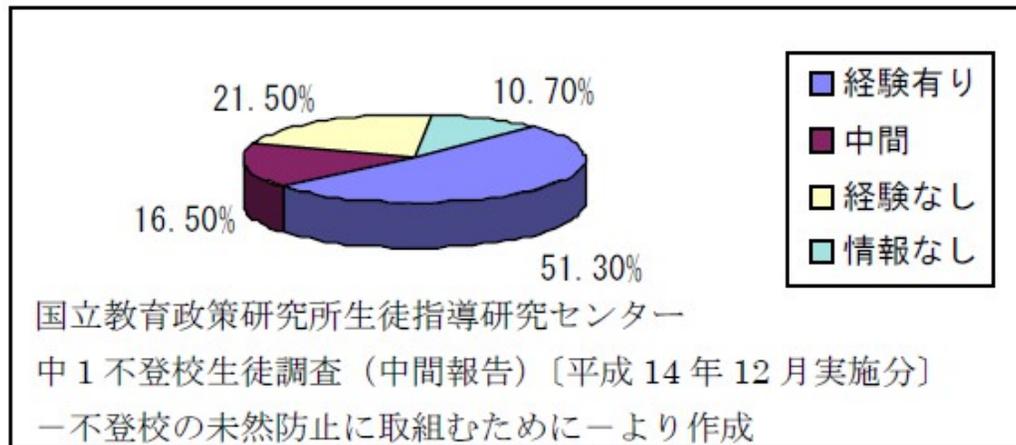
ここで注目すべき点は、**中学校の不登校率が小学校・高等学校と比較し、非常に高い点**である。この理由について、小学校～中学校の各学年の不登校児人数のグラフを用いて分析したい。以下のグラフは不登校児の数を示した物である。小6から中1における急増を始めとし、中学校においては学年を上がる度に、不登校児の数が増加している。



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

上記の通り、不登校児は学年が上がるごとに増加し、中学校においてはその数が加速度的に増加するということが分かる。しかし、これは中学校といった学校環境だけに拠る物なのであるのか否か考えなければならない。

下記の図は中1不登校児における小学校時の不登校経験調査データである。この調査を鑑みるに、中学生の不登校増加は小学校の際、不登校となった潜在的な問題が中学進学と共に顕在化した物から増加を促進させていると考えられる。中学校の多くは小学校の時の人間関係を引き継ぐ傾向にある。それは不登校児にとっての学校を回避してしまう要因すらも含む。その為、小学校と中学校の連携がなければ、不登校は増加の一途を辿るのである。



A-4.発達障害 (PDD)、発達障害傾向にある子どもの不登校

発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と、定義されている。下記は、文部科学省における発達障害の中における主な分類である。

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害 (LD) の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD) の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び / 又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

発達障害・発達障害傾向にある子どもは、不登校になり易い傾向にある。不登校の児童生徒の中に発達障害傾向の事例が含まれる割合について奈良教育大学教育実践開発センターによると、鳥取県・東京都・奈良県に通学する発達障害傾向に児童を対象に調査した結果が存在する。それぞれが、特定の地域や病院での調査結果ではあったが、発達障害の児童生徒の内、平均して20%が不登校状態にあると結論付けた。また、2011年8月に行われた文部科学省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」では、「不登校の中で発達障害の割合が3割くらいと言われている」としている。

この様に、発達障害の子どもは不登校になりやすい傾向にある。3ページに上げた不登校の分類を参考にしつつ、その理由を以下に説明したい。

仲間集団から孤立しないことに気を使い疲弊してしまう「優等生息切れタイプ」は、PDD傾向にある子どもであるとより影響を受けやすい。思春期の開始期に脆弱性が高まるタイプで、活発な活動に圧倒され、萎縮してしまう「受動型不登校」は、LD傾向がある「甘え

依存型」が含まれると考えられる。能動的な生き方をあきらめ、変化や進歩を拒むことで大人に反抗している「受動攻撃型不登校」は、PDD傾向のある「優等生息切れタイプ」に家庭の原因が大きい場合が含まれると考えられる。同じ見かけ、感性、行動を共有しようとする傾向がある思春期の仲間集団から排除された「衝動型不登校」は、PDD傾向があるにもかかわらず、それが軽度であるために性格の偏りと受け止められて、いじめの対象となり、被害者意識が高まり疎外感を強く持ったりしたタイプが含まれると考えられる。以上から、子どもに対する支援は、彼ら個人に対応した支援が必要であるといえる。

A-5.不登校支援の現状

現在は、不登校の支援を行っている主体は様々であり、その数の分だけ異なった形式で不登校支援が行われている。学校内においては、養護教諭やスクールカウンセラーなどによる専門的な相談が受けられ、学校外においても教育センターや病院、民間団体（フリースクール）による支援が受けられる。

以下に2点に分けてそれぞれ現状と問題点を分析したい。

A-5-II.教育支援センター（適応指導教室）での不登校支援

教育支援センター（適応指導教室）は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的としている（文科省 2003）。

大阪府教育センター教育相談室が、平成 16 年に大阪府内適応指導教室を設置する 37 市町教育委員会（大阪市を含む）に対して質問紙調査した結果、教員 OB / OG（27 市町）や学生（22 市町）、臨床心理士等（22 市町）がスタッフに加わっているところが多かった。ただし、これはスタッフの中で多くを占めるということではなく、誰がスタッフにればスタッフの中で多くを占めるということではなく、誰がスタッフに含まれるのかという意味でしかないことに注意を要する。常勤のスタッフ数で見ても、常勤 0 人は 14 市町、常勤 1 人は 18 市町で、それに対して非常勤スタッフが多数のところが多いという実態がある（大阪府教育センター教育相談室 2004）。

学生ボランティアについては、子どもとの人間関係における効果や活動面での効果から肯定的な意見が多かったものの、大学の授業等によって定期的に活動に参加できないといった課題があると報告されている。

また、学習支援についても報告している。たとえば、次のように報告している。

- ・ 小学生には週 1 日、中学生には週 2 日、学習の時間を設定している。
 - ・ 午前中を学習時間にしている。
 - ・ 時間割を作成し、教科学習・自主学習・総合学習の時間を設定している。
 - ・ 週 4 日、中学生には国語・数学・英語を、小学生には国語・算数を中心に指導している。
- （大阪府教育センター教育相談室 2004）

進路指導についても、進学予定校への学校訪問の実施、在籍校との連携による具体的な進路決定の促進、適応指導教室で支援を受けるすべての子どもを対象に、中学校卒業後の進路についてのガイダンスを行う、といった内容の報告がなされている。教育委員会によって教育支援センター（適応指導教室）の指導のあり方は違うため、一般化するのは難しいと思われるが、学校復帰を目的とした支援が行われるという点に共通性を見出すことができるだろう。教育支援センター（適応指導教室）は、学校復帰を目的としながらも、それを前面に出すことなく、「さりげなく寄り添う」という形式の不登校支援を行っているものばかりでは当然ない。しかしながら、文部科学省が発表した「『指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒』に特に効果があった学校の措置」という 2010 年度の統計データ（文科省

2011)によると、「教育相談センター等の相談機関(23)と連携して指導にあたった」は小学校で5.3%(1662校)、中学校で5.2%(2790校)であり、一方で、「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした」は小学校で11.2%(3481校)、中学校で10.2%(5419校)である。(調査対象小学校:n=31128校、調査対象中学校:n=53216校、複数回答)教育相談センター等の相談機関の示している内容が教育支援センター(適応指導教室)だけに限定されていないため、単純に評価することはできないが、それでも登校するにはあまり効果がなかったものと、少なくとも学校は考えているということである。

しかし、この教育支援センターには問題点が存在する。それは、今後の進路において希望する教育を受ける機会が担保されないことである。中学校3年生で教育支援センター(適応指導教室)へ通っている生徒の約8割以上は、**定時制・通信制高校に入学する**という実態もある。A-2の分析に基づくと、不登校経験者の中退率は高い傾向にあることが分かる。つまり、**教育相談センターに通う不登校の子どもは今後の教育の機会の観点から不利である。**

そうだとすれば、学校復帰を前提に不登校支援を行うのを継続するだけでは、様々なニーズに対応しきれないという事態も招きかねない。学校復帰を前提とするかしないかに関わらず、学校に合わないが教育委員会が設置した教育機関で学びたいという不登校の子どもニーズに応えることをもっと視野に入れた不登校支援が必要である。これは、子どもの教育を受ける機会をあらゆる場において担保することにつながるであろう。

A-5-III. フリースクールによる支援の現状

II節で紹介した教育支援センター(適応指導教室)は学校復帰を目的として教育委員会が設置する公的機関であるが、フリースクールは民間団体が設置する学校以外の学びの場である。1985年に東京シューレというフリースクールが開設され、その後多くのフリースクールが国内各地で設立されていった。

日本におけるフリースクールは、民間団体が不登校の増加を背景にして自主的に設立したため、内容は様々である。NPO法人東京シューレ編『フリースクールとはなにか』(2000)

には次のような記述がある。東京シューレを始めとしたNPO法人、あるいはそれ以外の民間団体の経営によるフリースクールは現在、全国に407校²存在する。不登校児におけるフリースクール利用率1.5%とするデータに基づくと、約2500名がフリースクールを利用している。「居場所・フリースペース・フリースクールの線引きは難しい。どんな場もそれぞれの考え方、やり方があるため一括りに説明できないが、二つの流れとも、昼間、学校のある時間に、学校とは別の場に、自由に通り、オルタナティブな教育活動(特定のプログラムをつくらない、ということも含めて)があり、子どもに強制するのではなく、子ども主体に考えていきながら、子どもとつきあう、あるいは学び成長することをサポートするところ、として共通である。そして、居場所・フリースペース・フリースクールのどの要素も入っており、あとはどう自称しているか、どう社会が見ているかによる。」(東京シューレ編2000:p25)「自由を尊重する」「やりたいことを大切にする」という理念だが、一応のプログラムは決まっており、それに参加するかしないかは個人が決めることになっている。「東京シューレの授業や講座の特徴といえば、なんとと言っても①プログラムを子どもたちでつくる②参加しなければならないものでなく、学びたい人が参加する③異年齢がともに同席すると言う三点があげられる」(東京シューレ編2000:p152)。

「英語」「数学」など、学校で習う科目のほかに、「空手」「ドラム」の教室やホーム

ページ編集会議など多数である。ほかにも、ログハウスやミニトレインを作るプロジェクトを立ち上げ、広い意味での社会勉強をする。以上のような教育内容の点で学校と同様の性質を有していることがわかる。つまり、学校の主な役割である社会構成員としての能力を学びながら、他者と関わるのが可能になるのだ。

実際、不登校の子どもたちはフリースクールをどのように感じているのだろうか。フリースクール東京シューレでフィールドワークを行った朝倉(1995)の分析を引用する。

「この子のように、東京シューレで遊んでいる子どもの姿を見ることをきっかけに閉じこもっている中で、学校に行かないことは悪いことではないというように考える子どももいる。あるいは、「学校に行かないことは悪いことではない」んじゃないかと思いつつも半信半疑で東京シューレに来て、他の子どもたちの姿を見ることで安心したり、他の子に影響されたりして考えを整理していく子どももいる。(朝倉 1995: p146)」

以上からフリースクールの性質である登校する習慣が付くことは、不登校から抜け出すための教育機関として優位にあると考えられる。

B-1. 志望する大学に進む機会がない

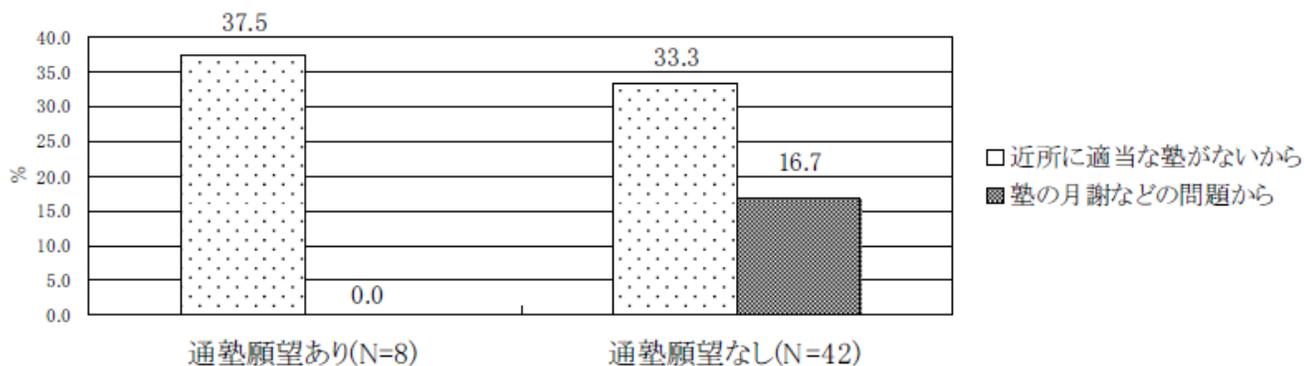
高等教育進学のために必要な物は大きく分けて二つある。一つ目は学力であり、二つ目は経済力である。一つ目の学力は高等教育の中では必要とされない場合もある。しかし、文部科学省の調査によると、**入学者選抜を設けている高等教育機関は約8割**である。この事実を鑑みるに、高等教育機関進学において学力も必要なものであると捉えることは妥当である。

この項目においては、志望する大学に進む機会がないという現状について述べたい。ここで挙げる問題は大学進学における物である。専門学校は、医療系を除いて大半が学力選抜を要する物ではない。そこで、便宜上大学進学における物とさせて頂いた。

学力を形成させる要因は何だろうか。本人の努力、学校、塾、様々挙げられると考える。しかし、全ての高校生にとって普遍的に進学のための学力を形成する物は何であろうか。それは、私教育である。進学のための学力を形成する物といった観点から、**ここにおける私教育とは、学習塾・予備校・家庭教師のことを指す**。ベネッセ社の調査によると、**私教育を受けたことのある高校生の9割が大学進学を果たしている**。しかし、私教育を受けていない場合、4割しか進学できていないという実態がある。

私教育がこれ程までに大学受験に効果的な理由は、教育関連法に縛られない自由な教育が可能であることが挙げられる。したがって、子どもの行きたい大学に応じて、質も量も異なった教育が可能となる。しかし、私教育は家庭にとって、費用面で大きな負担となる恐れがある。**私教育を受ける場合、高校の学費と合わせて平均100万円以上の負担がかかる**。総務省調査に基づく、ほとんどの世帯で毎年150万円を超える生活費がかかる。よって、私教育を受けさせた上で高校に通わせた場合、**勤労世帯の7割以上である、子ども二人以上を持つ世帯でなおかつ、年収300万円以下の世帯は子ども1人にかけることができる教育費年80万円を遥かに超えた費用を払わなければならない**。その結果として、現在、高校生の3人に1人は私教育を受けたいにもかかわらず経済的理由から受けられずにいる。自己実現を目指すために志望する大学に通いたいと思う際、私教育を受けられないことは大学受験において必要となる学力の到達に著しく影響を及ぼすのである。

私教育を受けられない若者は何も経済的要因によるものだけではない。**地理的要因によって、私教育を受けられないというケースも存在する**。この調査は、私教育を施す教育機関が存在しない秋田県の東成瀬村で行われた調査である。秋田県の東成瀬中学校では全校生徒の約3割が学習塾を必要だと回答しており、必要ないと回答した1割の生徒の数を大きく上回る。



出典：佐久間邦友(2009)『教育学雑誌第44号』日本大学文理学部
<http://nuedu-db.on.arena.ne.jp/pdf/044/44-008.pdf>8/27 閲覧

表を見て頂きたい。このデータを用いて説明したいことは、地理的障壁により、私教育を受けたいにもかかわらず、受けることが叶わない人々の存在である。全校生徒の7割以上が学習塾に通ったことがあるのかというアンケートに対し、「いいえ、通ったことはありませんが、現在通いたいと考えている」(以下通塾願望ありと略す)「いいえ、通ったことはありませんし、現在通いたいと考えていない」(以下通塾願望なしと略す)と回答した。

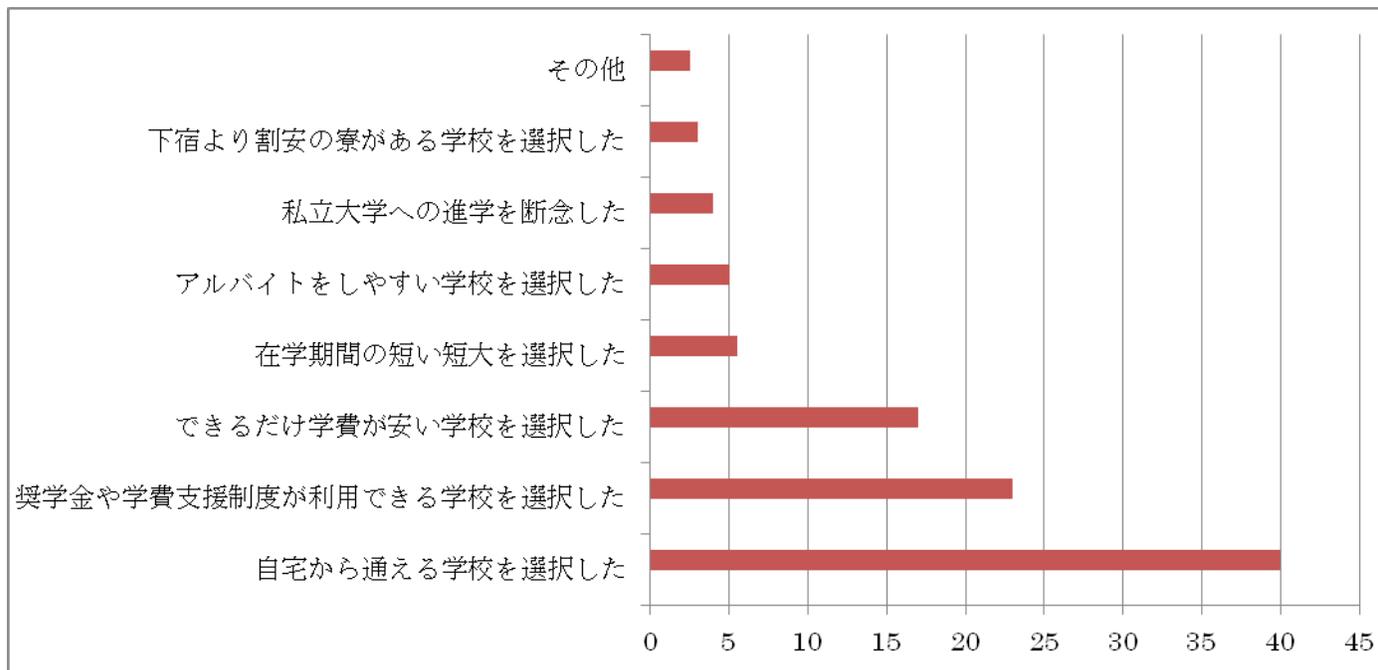
ここで生徒の「通塾しない理由」に注目して頂きたい。特に「近所に適当な塾がないから」を挙げた通塾願望ありの生徒が約3割半、通塾願望なしの生徒が約3割である。つまり、「学習塾に通いたい」という希望があるにもかかわらず、近くに学習塾が無く通えない状況であること、言い換えれば「学習塾が近所にあるならば通いたい」ということを如実に示しているのである。つまり、私教育を受けたいのにも関わらず、受けられないという事態が生じているのである。

このような問題は秋田県東成瀬村だけに留まる事例ではない。私教育を施す教育機関がない地域であれば、同様の事態は発生するといえるだろう。

B-2.大学の学費が払えない

区 分		学 習 費 総 額				合 計
		幼稚園	小学校	中学校	高校	
ケース 1	すべて公立					5,038,522円 (公→公→公→公)
ケース 2	幼稚園だけ私立	662,340円 (公立)	1,821,397円 (公立)	1,379,518円 (公立)	1,175,267円 (公立)	5,987,100円 (私→公→公→公)
ケース 3	高校だけ私立					6,618,498円 (公→公→公→私)
ケース 4	幼稚園および 高校が私立	1,610,918円 (私立)	8,810,687円 (私立)	3,839,621円 (私立)	2,755,243円 (私立)	7,567,076円 (私→公→公→私)
ケース 5	小学校だけ公立					10,027,179円 (私→公→私→私)
ケース 6	すべて私立					17,016,469円 (私→私→私→私)

出典：文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm 9/3 閲覧



出典：JSコーポレーション(2010)『大学短大進学調査2010』
http://school.js88.com/assessment/wp20/daigaku/wp20d_P138.pdf 8/27 閲覧
 元に筆者作成

表の通り、教育には莫大な費用を要する。幼稚園から高校まで公立に通い続けたとしても、教育費用は500万円を超える。また、**高校卒業後の進路の1つである大学・専門学校の授業料は1年間で140万円³に及ぶ物もある**。また、幼稚園から大学まで全て公立に通った場合と、全て私立で通った場合では約700万円も費用が異なる。表3の統計によると、**約5%弱の子どもが私立大学への進学を断念したと示してある**。つまり、家庭の経済状況によって、入学できる大学の選択肢が狭まっていることがわかる。

そもそも大学に通えない人々がいる可能性も否定はできない。そのことを指し示すデータを以下に挙げる。昨年、高校卒業後に就職した人数は約20万人⁴に上った。彼らの中にはそもそも大学を希望しない人も存在することは間違いない。しかし、全てがそうであるとは言えないのである。彼らの保護者に対する調査によると、高卒就職を選択した理由について、**昨年の高卒者全体の約3分の1の数に当たる約7万人の保護者は「経済的に進学が難しかった」と回答している**。

以上で述べたのは大学進学を経済的理由に諦めた人々の存在である。次に説明するのは、低所得層にとって大学進学が困難であることを実証するデータである。総務省調査に基づくと、ほとんどの世帯で毎年150万円を超える生活費がかかる。また、年収300万円以下の勤労世帯の7割以上は子どもが二人以上いる世帯である。したがって、**7割以上の世帯が子ども1人当たりにかけられる教育費は年80万円に満たない**。国公立大学の平均学費である80万円、私立大学の平均学費である140万円であることを鑑みると、生活費に150万円がかかる世帯にとって、一人しか大学に通わせることができないのは明らかである。以上のことから、大学の学費が払えないことが要因で進学を諦めてしまう若者が存在することがわかる。

2. 原因分析

A-1. 不登校状態にある子どもの自己実現が困難である原因

今日における不登校児の自己実現の困難性は、現在の相談体制と支援体制が脆弱さから説明可能である。相談体制とは、不登校の可能性のある子どもを認識するための体制のことである。支援体制とは、認識後、不登校状態に陥ることを回避させるための体制のことである。つまり、**不登校状態にある子どもの自己実現が困難である理由は、不登校の可能性のある子どもを未然に防止できない点と、不登校状態に陥った子どもを学校に復帰させることができない点**といった二点に分けられる。

相談体制において、不登校児ひとりひとりの事情に対応できていないという点から、相談体制が脆弱であるといえる。具体的には、公立学校のスクールカウンセリングに関する制度上、スクールカウンセラーが主となって不登校児に対して対応することである。現状分析で述べた通り、不登校状態は家庭要因・本人要因・学校要因といった多面的な要因から形成されるものである。それを踏まえ、スクールカウンセラーがする様な医学的・心理学的といった体系的な対応だけ・不登校児における個々の事情を知る可能性の低いスクールカウンセラーが主となって対応すると、不登校児ひとりひとり異なる要因に対して解決を図ることは困難である。

³総務省(2013)『小売物価格調査』

⁴文部科学省(2013)『学校基本調査』

支援体制において、不登校児と接する人間としてのスクールカウンセラー⁵の役割が大きい。しかし、不登校児に対応するための人数が不足しているといった点から支援体制が脆弱となっている。人数不足の論拠として、スクールカウンセラー1人が1週間につき1つの学校を何時間見ているかといった物が挙げられる。島根県は勤務時間において全国平均とほぼ同値であることから、島根県のスクールカウンセラー活用調査事業にかかる派遣職員要綱からスクールカウンセラーの勤務時間を記述したい。スクールカウンセラー活用調査研究事業にかかる派遣職員要綱(島根県, 2006, p.37)に「調査研究校(拠点校)1校につき(対象校を含む)、年間35週とし、週当たりの勤務時間は8時間を標準とする」とある。これは、1つの対象校と1校以上の拠点校、つまり複数の学校で配置される時間数の合計が、週当たり8時間となる。1校あたりの時間は、週8時間を大幅に下回る。

以上二つの原因を踏まえると、**スクールカウンセラーが主となって不登校児に対応すること・不登校児に対応することのできる人材が不足していることが問題である。**

A-2. 不登校支援政策の不十分性における原因

現状の不登校児支援による不十分性は現状にて説明した。この節では不登校児支援の不十分である原因を分析したい。ここにおいて3つの問題性があると考えられる。**第一の原因として、あらゆる民間の不登校児向け教育施設に通う際、抵抗が生じてしまうことが不登校児における利用の少なさを生み出していることが挙げられる。**これは、学校に戻ることが前提であることから不登校児は回避してしまうことによるものと考えられる。文科省の「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」という項目においては、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、**我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする**」とし、その条件として「**当該施設への通所または入所が学校への復帰を前提と**」していることと定められている。

第二の原因として、フリースクールに通えない可能性が高いことが挙げられる。全国に407校あるフリースクールは、各スクールごとの定数は存在しない。フリースクールによっては生徒・スタッフ合わせて10人程度の所もあれば、100人程度の所もあり、必ずしも利用できるとは限らない。それは、フリースクール利用率が1.5%であるという点と、フリースクールの定員充足率が非常に高いという点から説明できる。しかし、フリースクールは、合計で2500人程度と、不登校児の1.5%ほどの子どもしか利用できない。また、フリースクールは政令指定都市においては92.6%存在する。これに対して、町村部では20%しか存在していない。つまり、フリースクールは特定地域に偏在しているといえる。そのため、地方によっては存在しない所もある。これらのことから不登校児にとって**通い難い・不可能である場合がある。**

B-1. 大学入学機会の不均等

B-1-1. 大学受験に対応できない高校生

ベネッセが全国の高校生を調査したところによると、約6割の高校生が「学校の授業では足りないため、塾や家庭教師を利用している」と回答した。また、塾や家庭教師を利用し

⁵文部科学省によると、資格要件は、臨床心理士、精神科医、心理学系の大学教授、助教授、

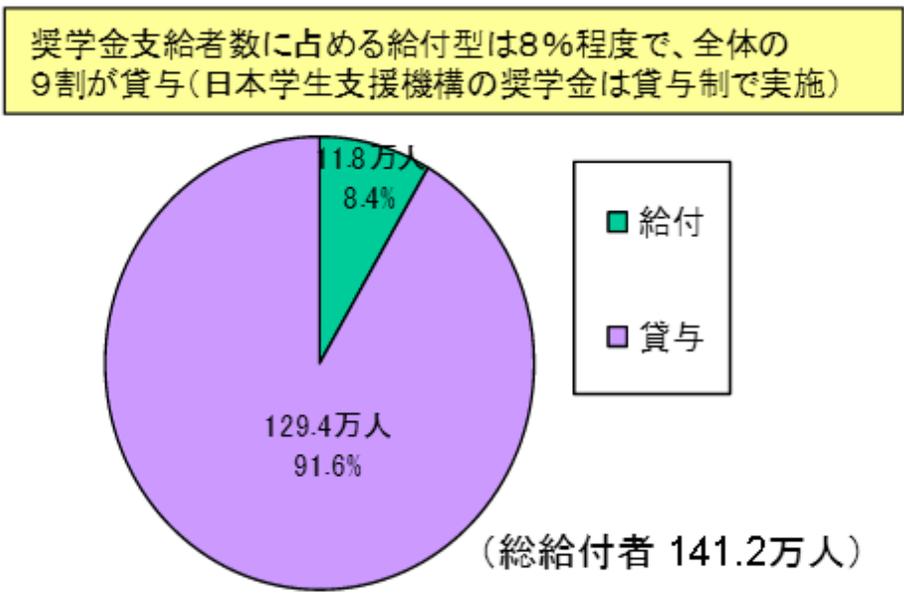
講師(非常勤を除く)、このほか、スクールカウンセラーに準ずる者(心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について一定の経験を有するもの)を配置することも可となっている。

ている高校生の約7割が「学校の授業を超えた内容を受講している」と回答した。そして大学進学率が約6割であることを鑑みると、**受験生の約9割が学校の授業では大学受験に対応できない**と考えていることが分かる。推薦入試においては、高校の学業に基づいた評価を元に推薦候補者が決まるため、**機会は担保されている**といえよう。しかし、現在大学入試における一般入試率は平均して58%をこえており、国立大学に至っては83%が一般入試である上に、一般入試以外の枠が設けられていない大学も存在する。このような人々を始めとして、私教育は大学受験において多大なる影響を与える物であるといえる。

また、近年さまざまな大学入試において設置されているAO入試においても、対策塾が存在する。このことから、**私教育を受けたか否かは大学受験において非常に強い影響を及ぼす**といえる。しかし、現状で述べた通り、高校生の3人に1人は私教育を受けられない経済的状况に置かれている。また、地理的障壁のために私教育を受けられない人々も存在する。彼らはそのために、志望校を断念することが強いられるのである。

B-1-II. 利用し難い奨学金

まず、日本の現行の奨学金制度について説明する。表5に書いてある通り、日本の9割以上の奨学金が貸与の制度で実施されている。そして、**国の行う唯一の奨学金制度(=日本学生支援機構奨学金)は全て、貸与の形で実施されている**。この日本学生支援機構奨学金は、社会保障の枠の中で毎年財源が定められており、その財源に従って受給人数を決定する。



(独)日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

日本学生支援機構が学生に対し貸与する奨学金には種別がある。第一種奨学金と、第二種奨学金の2種類がある。この2つの大きな違いは利息と所得連動制の有無である。

第一種奨学金では利息がなく、利用者は大学卒業後、リレー口座⁶に登録し、月賦にて借

6 奨学金の返還を、金融機関(ゆうちょ銀行(旧郵便局)、銀行、信用金庫または労働金庫)の預

りた分をそのまま返済することになる。返済スケジュールは借りた金額・借りた期間によるが、4年間借りた場合はおおよそ1万3~5千円を14年~18年に渡って返済することとなる。そして、第二種奨学金には利息が存在する。利率は変動制だが、上限は3%と定められている。こちらと同じく卒業後はリレー口座⁷に登録して同様に返済する。なお、在学中に返済した場合は利息が発生しない。

また、第一種奨学金には所得連動型返済制度が設けられている。これは、年収300万円を超えるまで返済に猶予を持たせる制度である。

7 貯金口座から自動的に引落とす口座振替のこと

区 分	第一種奨学金(無利息) (昭和18年度～)		第二種奨学金(利息付) (昭和59年度～)
		所得連動返還型 (平成24年度～)	
対象学種	大学・短大、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程	左のうち 大学院を除く学種	大学・短大、大学院、高等専門学校(4・5年生)、 専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額:64,000円、低い月額:30,000円	同左	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以 内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると 認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者 が給与所得者の場合の目安	300万円以下 1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所 得者の場合の目安
返還方法	卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年 収300万円)を得るまでの間 は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度～)

出典：文部科学省(2012)『日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要』
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/052_01/siryou/_icsFiles/afieldfile/2012/07/17/1323448_01.pdf)9/3 閲覧

ここで問題なのは、**全ての人々がこの奨学金を利用できるわけではないこと**である。まず、第一種奨学金は人数制限が厳しい。現行の学生支援機構奨学金受給者約130万人の内、第一種奨学金を受給できるのは約30万人ほどである。また、第一種奨学金を受給希望したのにも関わらず、受給できずにいる人々が6万人存在する。彼らに残された選択肢は第二種奨学金を受給することである。しかし、第二種奨学金を受給することは低所得層にとって難しいことである。なぜなら、**第二種奨学金を借りた場合、大学卒業と同時に最大770万円の借金を背負うこととなる**からである。その上、返済能力に応じて返済猶予申請はできるものの、最終的には全額返済が義務付けられている。もし、返済期限を過ぎた場合、ブラックリストに入るというリスクがある。ブラックリストに入るとクレジットカードの使用やローンの申請が不可能となる。

このような制度設計から、**返済できるか不安だという理由から受給しなかった・親族に保証人を拒絶された人々は15万人を超えている**。彼らは大学入学を断念することを強いられているのである。

3.政策

A-1.学校内における不登校対策チームの創設

学校内において、不登校児を支援するチームを創設する。不登校児や不登校傾向の児童生徒に対して、かかわれる人がチーム支援を組む。そのかかわれる人たちが、児童生徒の情報を出し合い、共通の支援目標を決め、それぞれの具体的支援案を決めていく。

そして、それぞれがその支援案に基づいて不登校児とかかわり、その結果を振り返ったり、検討したりして、次の支援につなげていく。このような円環的な問題解決の校内支援を行う中で、不登校児にかかわる人の相互コミュニケーションが活発になり、不登校児や保護者とかかわりが変化していく。

それは、このような相互コミュニケーションの質の高まりによって、保護者や不登校児の思いを受け止めて支援者に「自分に何ができるのか」という問題解決の思考が生まれるからだと考える。問題解決の思考をもつ支援者が、不登校児や保護者にかかわると、不登校児や保護者へその問題解決の思考が広がり、不登校児の自立を促進すると考える。また、このような問題解決の思考を持つ支援者が、不登校児だけでなく、学校のその他の児童生徒にかかわることで学校全体のシステムが転換され、問題解決の学校風土が創られると考える。

そこで、本政策におけるチームは以下の点を踏まえた上で構成される。

①立場の違う人たちが、チームを組んで不登校児を支援することが有効である。基本的にチームのメンバーは、担任とコーディネーター役を担う人と生徒の心理的理解の深い人と発達障害児・発達障害傾向にある人のため、スクールカウンセラーが最低必要である。

また、支援の目標に応じて、チーム支援のメンバーを変更していく必要がある。

②生徒への支援を考える時、社会的自立を目指しての長期的目標と当面の課題に対する短期的目標の2つが必要である。いつでもどこでも情報交換が大切である。

③コーディネーターの役割が必要である。チーム会議がもてなくてもコーディネーターに生徒にかかわった時の様子を伝えておいたり、支援を行う前にコーディネーターから生徒に関する情報を得たりすることで、次の支援に活かすことができる。校内支援体制という組織的な支援を行うときには、コーディネーターの存在が不可欠になると考える。

この政策を先駆的に導入した数少ない自治体の内の1つである神奈川県川崎市では、10件の公立小中学校において不登校児の数が130人程度から70人程度まで減少したため、有効性の高い政策であると考えられる。

A-2.フリースクールの拡充

原因分析で述べた通り、現行のフリースクール制度には2点の問題がある。一つ目は、前提が通常の学校に復帰することである。二つ目は、通えない可能性が高いことである。

これらの分析を踏まえ、全ての不登校児に教育の機会を担保するためにフリースクールを拡充する政策を打つ。この政策は以下の施策を踏まえた物である。

①フリースクール運営NPOに対し、2020年4月より、文科省が運営経費を全額負担する。

②現行、フリースクールを運営しているNPO法人傘下のフリースクールを登録フリースクールとし、登録フリースクールに出席した場合、本来通学している学校を出席したことになる。

③文科省の「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」という項目における、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする」における「我が国の義務教育制度を

前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、」の文章を削除する。

④フリースクールに通いたいに通えない生徒のため、フリースクールを10倍の校数にするため、新規登録フリースクールを募集。建設費用は文科省が全額負担する。

以上、4つの施策を含む政策を実施する。全ての不登校児が学校に行く習慣を身につけるということで不登校状態から脱却し、教育の機会を担保することができる。

フリースクール10倍、通いたいに通えない生徒の数を最大数で考えると、3900校の増設を目指すためには膨大な金額を要する。フリースクール自体の規模を鑑みるに、通常の学校の3分の1程度の建設費がかかることが予想される。つまり、1校につき3億円の予算が必要とされる。3校×3900億円=1兆1700億円の財源を捻出せねばならない。財源としては、消費税増税分の未割当金、後の世代の負担軽減分である2.5兆円を用いて充足する。

B-1. オンデマンド授業の導入

高校3年生が大手塾・予備校の授業を放課後にPC室にてオンデマンドで受講可能とする制度を設ける。高等学校では情報科目を行うためのゆとりあるPC台数が導入されているため、全ての高等学校でオンデマンド授業は行えるものと考えられる。ここで受けられる授業は生徒の希望した授業である。具体的には、オンデマンド授業を配信している、塾・予備校などの外部教育機関の案内を元に、学校ごとに1つの外部教育機関と契約を結ぶ。そして生徒は、契約した外部教育機関が行うオンデマンド授業の中に希望する授業がある場合、無料で受講可能とする。

このような制度を先駆的に導入した北星学園女子中学高等学校の例を挙げて効果を実証したい。オンデマンド授業導入以前の国公立大学合格者は毎年10名以下であったが、オンデマンド授業導入後からは毎年20名近くの合格者を排出することに成功した。2012年には、北海道内での私立高校で第2位の国公立大学排出数を記録した実績もある。しかし、この学校におけるオンデマンド受講は生徒の自費によってまかなわれていた。

本レジュメにおける政策によって、全国の高校でオンデマンド授業を無料で受講する機会を設ければ利用率も上昇すると考えられ、北海学園女子中学高等学校を超える成果を期待できる。これによって、私教育において行われる子どものニーズに応じた教育が、家庭の経済状況・地域にかかわらず無償で受けられるようになる。

B-2. 所得連動返済型奨学金の全面導入

原因分析でも述べた通り、将来の収入に対して安心できない人々は、返済に対する多大な不安が生じる。たしかに、平成24年度より第一種奨学金における所得連動制は全面的に導入を果たした。しかし、7割以上を占める第二種奨学金は未だに所得に関わらず、返済が義務付けられており、やはり利用者としては利用し難いことには変わらない。この制度の欠陥を是正するためには、第一種同様、返済に対する不安を解消しなければならない。

そこで、今回の政策では第二種奨学金においても、年収300万円以下の人々の返済猶予期間は無期限とする所得連動制を導入する。さらに第一種・第二種同様に大学卒業後、年収300万円⁸を超え次第、超過分の9%を源泉徴収し、返済にあてることとする。この政策における返済制度は現行の第一種奨学金の返済額とは大きく点がある。現行の第一種の返済方法は、年収300万円を超え次第、通常通り、月にして約1.5万円を返済しなければならない。しかし、年収300万円の人にとっては、返済を始めた結果として生存権で保障された生活を送れなくなる恐れがある。生活が送れなくなるということは、自己実現へ向かうことを完全

8 300万円以上の収入の場合、9%を源泉徴収で引いても生存権で保証された健康で文化的な生活は送れるとの試算

に根本から覆す事態であるといえる。これを解消するために、上述した減額返済制を盛り込み、第一種奨学金・第二種奨学金共に所得連動返済型制度を導入する。また、源泉徴収式を導入した理由については、マイナンバー制の導入により所得把握が容易となった現在ならば、返済能力があるのにも関わらず返済を行わない、いわゆるフリーライダーを防止するという公正な返済方法が可能となるためである。

この所得連動型奨学金制度を全面的に導入したイギリスでは導入後、6割を超える大学進学率を達成した。この政策を行うことで、奨学金に対する返済不安が解消され、全ての人々にとって利用し易い制度となる。

参考文献

- 藤岡孝志 (2005) 『不登校臨床の心理学』 誠信書房
- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困II』 岩波新書
- 井出草平 (2007) 『ひきこもりの社会学』 世界思想社
- 杉山登志郎 (2007) 『発達障害の子どもたち』
- NPO 法人東京シユーレ (2000) 『フリースクールとはなにか』
- 樋田大二郎 「不登校現象からみる学校教育の変容-登校自明性の低下とパノプティコンの拡大」 『教育社会学研究』 vol68, 日本教育社会学会
- 加野芳正 (2001) 「不登校問題の社会学に向けて」 『教育社会学研究』 vol68, 日本教育社会学会
- 菊地栄治・永田佳之 (2001) 「オルタナティブな学び舎の社会学」 『教育社会学研究』 vol68, 日本教育社会学会
- 大多和直樹 「若者文化と学校空間-学校の遮蔽性と生徒集団の統合性はどうか変容したか」
- 広田照幸編 (2008) 『若者文化をどうみるか? - 日本社会の具体的変動の中に若者文化を定位する』 アドバンテージサーバー
- 新谷周平 「居場所化する学校 / 若者文化 / 人間関係-社会の一元化を乗り越えるための課題」
- 滝川一廣 「不登校はどう理解されてきたか」 伊藤茂樹編 (2007) 『第8巻 いじめ・不登校』 日本図書センター
- 山田潤 (2002) 「「不登校」だれが、なにを語ってきたか」 『現代思想』 第30巻第5号, 青土社
- 苅谷剛彦(2012) 『学力と階層』 朝日文庫
- 橘木俊詔・八木匡(2009) 『教育と格差』 日本評論社
- 岡田昭人(2013) 『教育の機会均等』 学文社
- 佐久間邦友(2009) 『教育学雑誌第44号』 日本大学文理学部
- 文部科学省(2010) 『平成21年度文部科学白書』
- 文部科学省(2011) 『平成22年度子どもの学習費調査』
- 文部科学省(2012) 『日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金貸与事業の概要』
- 文部科学省(2013) 『学校基本調査』
- 文部科学省 (2014) 『特別教育について』
- 総務省(2013) 『小売物価格調査』
- JS コーポレーション(2010) 『大学短大進学調査2010』
- ベネッセ教育総合研究所(2013) 『第2回学校外教育活動に関する調査』